

令和5年2月6日
環境政策部
環境・エネルギー施策推進課

環境配慮制度における評価算定書の改定について

1 主旨

区で進める「世田谷区地球温暖化対策地域推進計画」の改定及び、東京都の環境確保条例の改定の動きを踏まえ、「世田谷区環境基本条例」に基づく環境配慮制度*における評価算定書を改定することとしたので、以下のとおり報告する。

※環境配慮制度

環境に大きな影響を及ぼす恐れのある事業（開発事業等）を実施しようとする事業者等（開発事業者等）に対し、環境負荷の低減や公害の防止、環境の保全・回復及び創出に努めてもらうための制度。この制度では、開発事業者等の方々に環境への配慮を要請し、協議終了後に「環境計画書」、「説明会開催状況報告書」及び「評価算定書」（建築物等の建設の場合）の提出を求め、区分ごとに星の数で見える化して評価した結果を、区のホームページで公表している。

2 改定のポイント

- （1）東京都の環境計画書制度の項目に即して見直した。
- （2）区分1【自然エネルギーの有効利用】と区分2【省エネルギー対策】を統合させた。
- （3）法令の改正状況、技術や設備の普及状況等に合わせて項目を見直した。

3 改定の内容

別紙 新旧対照表のとおり

ピンクマーカー：新たに追加した項目

ブルーマーカー：変更した項目

赤字取消し線：削除した項目

黒下線：東京都と評価項目が重なる項目

4 改定前及び改定後の評価算定書

別紙のとおり

5 今後のスケジュール（予定）

令和5年 2～3月 区民・事業者周知（区ホームページ、窓口案内）
4月 運用開始

改定前 (R3.4 改訂)

区分1 【自然エネルギーの有効利用】

	具体的な配慮	配慮内容	基準点	採点	備考	
自然エネルギーの変換利用	延床面積 10,000 m ² 未満 (※) ① 太陽光発電 ② その他自然エネルギーの変換利用 (太陽熱温水パネル、地中熱、風力等) ③ 太陽光発電の蓄電利用	① 太陽光発電設備 1 0 kW ② 年間一次エネルギー量換算 1 0 0 GJ	2		※5,000 m ² 未満では500 m ² につき 1kW 設置で基準点 2 1.5kW " 4 2kW " 6 この欄の自然エネルギーの変換利用の項目が採点された場合のみ以下の項目を評価し加点することができる。	
		① " 1 5 kW ② " 1 5 0 GJ	4			
		① " 2 0 kW ② " 2 0 0 GJ	6			
		太陽光発電の蓄電利用 蓄電池容量 1 0 kWh (太陽光発電 5 kW 以上)	2			
		延床面積 10,000 m ² 以上 ① 太陽光発電 ② その他自然エネルギーの変換利用 (太陽熱温水パネル、地中熱、風力等) ③ 太陽光発電の蓄電利用	① 太陽光発電設備 2 0 kW ② 年間一次エネルギー量換算 2 0 0 GJ	2		
			① " 3 0 kW ② " 3 0 0 GJ	4		
	① " 4 0 kW ② " 4 0 0 GJ		6			
	太陽光発電の蓄電利用 蓄電池容量 2 0 kWh (太陽光発電 1 0 kW 以上)	2				
	自然エネルギーの直接利用	ダブルスキン構造等	採用した場合	2		冬期の熱回収等を目的とした空調機等に接続する場合
		地中熱を利用したシステム (クール・ヒートトレンチ)	採用した場合	1		
自然通風・外気を利用したシステム (通風経路確保、ナイトパーージ、自然換気システム)		採用した場合	各 1			
自然採光を利用したシステム (ライトシェルフ、アトリウム、トップライト、ハイサイドライト等)		採用した場合	各 1			
太陽熱を利用したシステム (パッシブソーラーシステム)		採用した場合	1			
その他、「自然エネルギーの有効利用」事項 →P.6 に記入	世田谷区が優れていると認めるもの	1 又は 2			採点は基準点の範囲で区が認めた点数	
合計点						

各配慮項目の採点を合計し、その点数により評価する。

			評価結果
1～3点	★	適合水準配慮	
4～5点	★★	良好な配慮	
6点以上	★★★	優良な配慮	

[改定後]

区分1 【エネルギー使用の合理化（再生可能エネルギーの利用）】 (R4改訂)

	具体的な配慮	配慮内容	基準点	採点	備考
再生可能エネルギーの利用（太陽光利用）	延床面積 10,000 m ² 未満（※）	① 太陽光発電設備 10kW	2		※5,000 m ² 未満では500 m ² につき 1kW 設置で基準点2 1.5kW " 4 2kW " 6
		② 年間一次エネルギー量換算 100GJ			
		① " 15kW	4		
		② " 150GJ			
	①太陽光発電 ②その他自然エネルギーの変換利用 (太陽熱温水パネル、地中熱、風力等)	① " 20kW	6		
		② " 200GJ			
	③太陽光発電の蓄電利用	③蓄電池容量10kWh (太陽光発電5kW以上)	2		
		延床面積 10,000 m ² 以上	① 太陽光発電設備 20kW	2	
② 年間一次エネルギー量換算 200GJ					
① " 30kW	4				
② " 300GJ					
①太陽光発電 ②その他自然エネルギーの変換利用 (太陽熱温水パネル、地中熱、風力等)	① " 40kW	6			
	② " 400GJ				
③太陽光発電の蓄電利用	③蓄電池容量20kWh (太陽光発電10kW以上)	2			
	再生可能エネルギーの利用	再生可能エネルギー電力の導入	導入する場合	1	
地中熱利用設備等の導入		導入した場合	1		
自然通風・外気等利用の導入		導入した場合	1		
バイオマス設備等の導入		導入した場合	1		
太陽熱利用設備等の導入		導入した場合	1		
小計点					

区分2【省エネルギー対策】（共同住宅）

	具体的な配慮	配慮内容	基準点	
エコカーの普及	電気自動車充電用コンセント	1 個設置した場合	1	
		2 個以上設置した場合	2	
	電気自動車充電器	設置した場合	2	居住者の複数車両で利用を想定
	カーシェアリング	採用した場合	1	
断熱性能	外皮性能 外皮平均熱貫流率 UA 値 冷房期の平均日射熱取得率ηAC 値	住戸単位 UA 値 およびηAC の設計値 が共に基準値以下	1	建築物省エネ法 エネルギー消費性能 基準
		加えて全住戸で UA 値 0.6 W/m ² ・K 以下	2	強化外皮基準 ZEH-M Oriented 相当
省エネルギーシステムの導入	昼光センサーやタイムスケジュールなどの照明制御	採用した場合	1	共用部 (エントランスなど)
	全熱交換器	採用した場合	1	全住戸に1以上設置
	エネルギー管理システムの導入	HEMSの採用	1	全住戸で対応機器が設置された場合
		MEMSの採用	1	建物全体で採用された場合
	高効率照明設備の採用	LED 照明を採用した場合	1	事業者が設置する共用部及び住戸内照明(廊下、浴室等)
	ダブルスキン構造等	採用した場合	1	カーテン等以外の場合
高効率設備	高効率空調機の採用 <u>「エネルギー環境適合製品 告示」に定める熱源機を用いるもの。</u>	採用した場合	<u>1</u>	<u>全住戸に設置されていること</u>
	家庭用コージェネレーションシステム(エネファーム等)	採用した場合	2	同上
	高効率給湯設備(エコジョーズ等)	採用した場合	1	同上
エネルギー消費量	一次エネルギー消費量 設計値/基準値(BE I)	住棟全体のBE I 0.9 以下で計画	1	建築物省エネ法 誘導基準
		〃 0.8 以下で計画	2	ZEH-M Oriented 相当
		〃 0.5 以下で計画	3	ZEH-M Ready 相当
その他、「省エネルギー対策」事項 →P6に記入		世田谷区が優れていると認めるもの	1又は2	採点は基準点の範囲で区が認めた点数
合計点				

各配慮項目の採点を合計し、その点数により評価する。

			評価結果
1 ～3点	★	適合水準配慮	
4 ～5点	★★	良好な配慮	
6 点以上	★★★	優良な配慮	

区分1【エネルギー使用の合理化（省エネルギー対策）】（共同住宅）

具体的な配慮		配慮内容		基準点	
EV及びPHV用充電設備の設置 ヒートアイランド現象の緩和	急速充電器等の設置	プライベート用	1個設置	2	
			2個以上設置	3	
		パブリック用	1個設置	3	
			2個以上設置	4	
	普通充電器等の設置	プライベート用	1個設置	1	
			2個以上設置	2	
		パブリック用	1個設置	2	
			2個以上設置	3	
	充電用ケーブルルートを確保する空配管等の整備	プライベート用	1個設置	1	
			2個以上設置	2	
		パブリック用	1個設置	2	
			2個以上設置	3	
熱負荷抑制 建築物外皮の	外皮性能 外皮平均熱貫流率 UA値	住戸単位 UA値の設計値が 0.6 W/m ² ・K以下	1	断熱等級5相当	
		加えてUA値 0.46 W/m ² ・K以下	2	断熱等級6相当	
省エネルギーシステム	効率的な運用の仕組み	最適運用のための予測・計測表示がある	1		
	換気設備に係る事項	全熱交換器の採用	1	全住戸で対応機器が設置された場合	
	照明抑制に係る事項	タイムスケジュール制御の採用	1	共用部分対象	
		非居室に人感センサーの採用	1	共用部分対象	
エネルギー消費量	一次エネルギー消費量 設計値/基準値（BEI） （創エネ含む）	住棟全体のBEI 0.8以下で計画	1	ZEH-M Oriented 相当	
		〃 0.5以下で計画	2	ZEH-M Ready 相当	
		〃 0.25以下で計画	3	ZEH-M Nearly 相当	
その他、「エネルギー使用の合理化」事項 →P7に記入	世田谷区が優れていると認めるもの	1又は2	区採点欄	採点は基準点の範囲で区が認めた点数	
小計点					
エネルギー使用の合理化①②合計点					

各配慮項目の採点を合計し、その点数により評価する。

			評価結果
1～6点	★	適合水準配慮	
7～10点	★★	良好な配慮	
11点以上※	★★★	優良な配慮	

※★★★優良な配慮については、区分1【エネルギー使用の合理化（再生可能エネルギーの利用・省エネルギー対策）】のいずれも小計が2点以上の場合に限る。

区分2 【省エネルギー対策】 (共同住宅以外)

	具体的な配慮	配慮内容	基準点	採点	備考
エコカーの普及	電気自動車充電用コンセント	1個設置した場合	1		
		2個以上設置した場合	2		
	電気自動車充電器	設置した場合	2		一般利用
	カーシェアリング	採用した場合	1		
性能 断熱	外皮性能 パリメータゾーンの年間熱負荷係数 (PAL*)	設計値/基準値を 1.0 以下で計画	1		建築物省エネ法 誘導基準
	省エネルギーシステムの導入				
省エネルギーシステムの導入	人感センサー利用照明	採用した場合	1		トイレなど不特定多数の方が利用する場所への設置
	昼光センサーやタイムスケジュールなどの照明制御	採用した場合	1		効果の見込める居室への設置
	全熱交換器	採用した場合	1		同上
	CO₂制御換気システム	採用した場合	1		同上
	エネルギー管理システムの導入	BEMSの採用	2		建物全体で採用された場合
	大温度差送風・送水システム	採用した場合	1		
	高効率照明設備の採用	LED照明を採用した場合	1		
ダブルスキン構造等	採用した場合	1		カーテン等以外の場合	
高効率設備	高効率空調機の採用 「エネルギー環境適合製品」告示に定める熱源機を用いるもの。	採用した場合	1		
	高効率ボイラ 「エネルギー環境適合製品」告示に定めるもの。	採用した場合	1		
	コージェネレーションシステム 「エネルギー環境適合製品」告示に定めるもの	採用した場合	2		
	高効率給湯設備 (エコジョーズ等)	採用した場合	1		
エネルギー消費	一次エネルギー消費量 設計値/基準値 (BEI)	0.8 以下で計画	1		建築物省エネ法 誘導基準
		0.6 以下で計画	2		ZEB Oriented 相当
		0.5 以下で計画	3		ZEB Ready 相当
その他、「省エネルギー対策」事項 → P6 に記入		世田谷区が優れていると認めるもの	1又は 2		採点は基準点の範囲で区が認めた点数
合計点					

各配慮項目の採点を合計し、その点数により評価する。

			評価結果
1~3点	★	適合水準配慮	
4~5点	★★	良好な配慮	
6点以上	★★★	優良な配慮	

区分1【エネルギー使用の合理化（省エネルギー対策）】（共同住宅以外）

	具体的な配慮	配慮内容	基準点	採点	備考
(EV及びPHV用充電設備の設置)	急速充電器等の設置	1個設置	2		
		2個以上設置	3		
	普通充電器等の設置	1個設置	1		
		2個以上設置	2		
	充電用ケーブルルートを確認する空配管等の整備	1個設置	1		
2個以上設置		2			
熱負荷抑制	外皮性能　ペリメータゾーンの年間熱負荷係数（PAL*）	PAL*低減率が10%以上20%未満	1		
		PAL*低減率が20%以上	2		
省エネルギーシステム	効率的な運用の仕組み	最適運用のための予測・計測表示がある	1		
	換気設備に係る事項	全熱交換器の採用	1		
	照明抑制に係る事項	タイムスケジュール制御の採用	1		
		非居室に人感センサーの採用	1		
	空調設備に係る事項	変風量制御（VAV）の採用	1		
	給湯設備に係る事項	ガス潜熱回収型もしくは、電気ヒートポンプ給湯器の採用	1		
エネルギー消費量	一次エネルギー消費量 設計値／基準値（BEI） (創エネ含む)	全体のBEI 0.6以下で計画	1		ZEB Oriented 相当
		〃 0.5以下で計画	2		ZEB Ready 相当
		〃 0.25以下で計画	3		ZEB Nearly 相当
その他、「エネルギー使用の合理化」事項 →P7に記入		世田谷区が優れていると認めるもの	1又は2	区採点欄	採点は基準点の範囲で区が認めた点数
小計点					
エネルギー使用の合理化①②合計点					

各配慮項目の採点を合計し、その点数により評価する。

			評価結果
1～6点	★	適合水準配慮	
7～10点	★★	良好な配慮	
11点以上※	★★★	優良な配慮	

※★★★優良な配慮については、区分1【エネルギー使用の合理化（再生可能エネルギーの利用・省エネルギー対策）】のいずれも小計が2点以上の場合に限る。

区分3【みどりの保全・創出】

	具体的な配慮	配慮内容	基準点1	採点1	基準点2	採点2
みどりの量	緑化率	基準(※1) どり	1		採点1の合計 2→1点	
		基準を2パーセント上回る	2			
		〃 4 〃	4			
	高木(※2)の配置(本数)	基準 どり	1		3~5→2点 6~8点→3点	
		基準を20パーセント上回る	2			
		〃 40 〃	4			
緑化空間	地上部の緑化率	緑化率のうち地上部だけで基準(※1)を満たす	1		採点1の合計 0点→0点 1→1点 2→2点	
	環境空地	基準面積を20パーセント上回る	1			
みどりの質の向上	世田谷の風土に調和する樹木による緑化	計画区域内の高木・準高木(※2)のうち70パーセント以上が主に関東に分布している樹種	1		採点1の合計 0~1点→0点 2~4→1点	
	常緑樹と落葉樹のバランスのとれた植栽	高木・準高木のうち落葉樹の比率は20パーセント以上実施	1			
	新たな景観を生み出すシンボルとなる樹木の植栽	6m以上の樹木の植栽	1			
	花の咲く木など季節を感じられる植栽計画	開花時期が異なる3種類以上の多様な花の咲く木などで計画した場合	1			
既存樹木	既存樹木の保存	敷地内において、準高木以上の樹木の数が2割以上かつ10本以上存置	1		採点1の合計 0点→0点 1→1点 2~3→2点 4→3点	
		道路から6m以内の範囲において—	2			
		高さ1.0m以上の健全な樹木を3本以上保存(移植を含む)—	1			
		道路から6m以内の範囲において—	2			
生きものの緑化	生きものや水環境に関する工夫	ビオトープ、漏水装置などの整備	1		採点1の合計 0点→0点 1→1点 2~3→2点	
		野鳥や昆虫などが立ち寄る工夫(実なる樹種の植栽やバードバス・巣箱の設置など)	1			
		みどりを活用した学習の場や交流の場などを計画した場合	1			
その他、「みどりの保全・創出」事項 → P.6に記入		世田谷区が優れていると認めるもの	1又は2		採点は基準点の範囲で区が認めた点数	
合計点						

配慮項目の採点2を合計し、その点数により評価する。

			評価結果
1~3点	★	適合水準配慮	
4~5点	★★	良好な配慮	
6点以上	★★★	優良な配慮	

- ※1 「世田谷区みどりの基本条例」による
- ※2 高木 植栽時の高さが4m以上の樹木
準高木 〃 2.5~4m未満の樹木

区分2 【みどりの保全・創出】

	具体的な配慮	配慮内容	基準点	採点1	基準点2	採点2
緑の量の確保	緑化率 (※1)	基準 (※1) どおり	1		採点1の合計 2点→1点 3～5→2点 6～8点→3点	
		基準に20%上乗せされている	2			
		〃 4 〃	4			
	高木等 (※2) の配置 (本数)	基準どおり	1			
基準を20%上回る		2				
	〃 40 〃	4				
緑化空間	地上部の緑化率	地上部だけで基準 (※1) を満たす	1		採点1の合計 0→0点 1→1点 2→2点	
	環境空地 (※3) の面積	基準を20%上回る	1			
既存樹木	既存樹木の保全への配慮	敷地内に樹木を保存し、樹形の維持、生育基盤の確保など保全のための具体的な措置がある。やむを得ず保全できない場合の代替植栽を計画している	1		採点1の合計 0点→0点 1→1点 2～3点→2点	
		既存植栽の生育環境や、地域の歴史を踏まえた樹木の価値を把握し、保存した緑地の景観や環境を維持保全する管理計画がある	2			
みどりの質の確保等※5	世田谷の風土に調和する樹木による緑化	在来種 (※4) の本数が高木等 (※2) 40%以上、中低木 10%以上かつ、在来種の高木等 4 種以上、中低木 3 種以上ある	2		採点1の合計 0～1点→0点 2～3→1点 4～6→2点 7点以上→3点	
		常緑樹と落葉樹のバランスのとれた植栽計画となっている	1			
	植栽による良好な景観形成	新たな景観を生み出すシンボルとなる樹木の植栽がある	1			
		多様な花や実が鑑賞できるなど季節を感じられる植栽計画となっている	1			
		敷地や建物の条件に応じた適切な緑地づくり (日照条件、成長空間、生育基盤、環境圧) に対する取組みを行っている	2			
	生物多様性に対する配慮	生きものを呼び寄せる植栽や空間を整備している	1			
整備した緑地を生きものとのふれあいの場として活用する計画がある		2				
生物モニタリング等及びその結果の緑地等の維持管理への反映が計画されていること		3				
その他、「みどりの保全・創出」事項→P7に記入	世田谷区が優れていると認めるもの (例: ABINC、JHEP、SEGES いずれかの認証を取得しているまたは取得予定)	1～5	区採点欄	区採点欄		
合計点						

配慮項目の採点2を合計し、その点数により評価する。

		評価結果
1～3点	★	適合水準配慮
4～5点	★★	良好な配慮
6点以上	★★★	優良な配慮

- ※1 「世田谷区みどりの基本条例」による
- ※2 高木 植栽時の高さが4m以上の樹木
準高木 〃 2.5～4m 未満の樹木
- ※3 「世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例」による

※4 「在来種」とは、原則として「植栽時における在来種選定ガイドライン (平成 26 年 5 月 東京都環境局)」に基づいて選定される種をいいます。

※5 「世田谷区生きもの緑化ガイドブック」、「世田谷区建築にともなう緑化のためのガイドライン」を参照の上記載ください。

改定後

区分3【資源の適正利用】 ★新設

	具体的な配慮	配慮内容	基準点	採点	備考
イクル材の利用 躯体材料におけるリサ	グリーン購入法の特定調達品目の利用		1		世田谷区グリーン購入方針に基づく対象品目の利用を含むスラグ骨材等を使用した場合
	東京都環境物品等調達方針の特別品目	採用した場合	1		多摩産材等、リサイクル鋼材等を使用した場合
長寿命化等	劣化対策	外部仕上げ材が耐用年数の長い材料の採用	1		
	大型機器の搬出入	大型機器の搬出入ルートや揚重方法が明記された更新計画が作成されている	1		
	建設資材の再利用対策等に係る事項	躯体と仕上げ材とが容易に分別できていること	1		
		内装材と設備が錯綜せず、解体・改修・更新の際に容易にそれぞれ取り外し可能になっていること	1		
	再利用できるユニット部材を用いていること	1			
木材の活用	低炭素素材の利用（木材等）	家具や内装材に木材を使用している。	1		
		構造体に木材を使用している。	2		
水の利用 持続可能な	雑用水利用	雨水・再生水等の利用を採用した場合	1		
	節水型設備機器の導入	採用した場合	1		
その他、「資源の適正利用」事項 →P7に記入		世田谷区が優れていると認めるもの	1 又は 2	区採点欄	採点は基準点の範囲で区が認めた点数

各配慮項目の採点を合計し、その点数により評価する。

			評価
1～2点	★	適合水準配慮	
3～4点	★★	良好な配慮	
5点以上	★★★	優良な配慮	

区分4【災害対策】

	具体的な配慮	配慮内容	基準点	採点	備考
災害への配慮	免震構造または制震構造	採用した場合	2		
	構造躯体の倒壊等防止	建築基準法(※1)の 1. 2.5倍で計画	1		品確法の耐震等級2相当(構造躯体の倒壊等防止)
		建築基準法(※1)の 1. 5倍で計画	2		同上 耐震等級3相当
	雨水流出抑制	基準(※2)を1.5パーセント上回る	1		
		基準(※2)を3.0パーセント上回る	2		
	防火水槽	新設又は設置されている場合	1		専用の水槽または、常時水をためて火災時に使用するもの
災害時への対策	防災倉庫	設置した場合	1		延べ面積1万m ² 以上の場合は、※2を超える配慮
	災害トイレ	設置した場合	1		延べ面積1万m ² 以上の場合は2基以上で点数化されます。※2を超える配慮
		以降居住者50人あたり 1基以上設置した場合	1		上記に加え延べ面積に関らず 100人あたり→2基以上 150人あたり→3基以上で 点数化されます。
	防災井戸	設置した場合	1		
	非常用飲料水生成システム	設置した場合	1		
	非常用発電機	設置した場合	1		設置容量 5kVA以上
	蓄電池	設置した場合	1		設置容量 5kWh以上 (太陽光発電の蓄電以外)
	災害時に近隣の人が一時避難できる空地	100m ² 以上確保した場合	1		
その他、「災害対策」事項 →P6に記入	世田谷区が優れていると認めるもの	1又は 2	/	採点は基準点の範囲で区が認めた点数	

各配慮項目の採点を合計し、その点数により評価する。

			評価
1～2点	★	適合水準配慮	
3～4点	★★	良好な配慮	
5点以上	★★★	優良な配慮	

※1 建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの

※2 「世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例」による

区分4【災害対策】

	具体的な配慮	配慮内容	基準点	採点	備考
災害への配慮	免震構造または制震構造	採用した場合	2		
	構造躯体の倒壊等防止	建築基準法(※1)の 1. 2.5倍で計画	1		品確法の耐震等級2相当(構造躯体の倒壊等防止)
		建築基準法(※1)の 1. 5倍で計画	2		同上 耐震等級3相当
	雨水流出抑制	基準(※2)を1.5パーセント上回る	1		
		基準(※2)を3.0パーセント上回る	2		
	防火水槽	新設又は設置されている場合	1		専用の水槽または、常時水をためて火災時に使用するもの
災害時への対策	防災倉庫	設置した場合	1		延べ面積1万m ² 以上の場合は、※2を超える配慮
	災害トイレ	設置した場合	1		延べ面積1万m ² 以上の場合は2基以上で点数化されます。 ※2を超える配慮
		以降居住者50人あたり 1基以上設置した場合	1		上記に加え延べ面積に関らず 100人あたり→2基以上 150人あたり→3基以上で 点数化されます。
	防災井戸	設置した場合	1		
	非常用飲料水生成システム	設置した場合	1		
	非常用発電機	設置した場合	1		設置容量 5kVA以上
	蓄電池	設置した場合	1		設置容量 5kWh以上 (太陽光発電の蓄電以外)
	V2B・V2H設備	設置した場合	1		
災害時に近隣の人が一時避難できる空地	100m ² 以上確保した場合	1			
その他、「災害対策」事項 →P7に記入	世田谷区が優れていると認めるもの	1又は 2	区採点欄	採点は基準点の範囲で区が認めた点数	

各配慮項目の採点を合計し、その点数により評価する。

			評価
1～2点	★	適合水準配慮	
3～4点	★★	良好な配慮	
5点以上	★★★	優良な配慮	

※1 建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの

※2 「世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例」による

